

福井県流域環境ネットワーク協議会 公開方針（案）

「福井県流域環境ネットワーク協議会」（以下、「協議会」という。）の公開方針を以下に示す。
これに定めのない事項については、協議会で定める。

（1）傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

（2）会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、福井河川国道事務所および福井県等のホームページに掲載することにより行う。

（3）会議資料等の公開

- ・会議資料については公開を原則とする。
- ・会議資料および議事の要旨は、福井河川国道事務所および福井県のホームページに掲載する。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパレス化に努める。
- ・会議資料において、公表することが不適切と協議会が判断した資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）については公表しない。
- ・議事録の公表にあたっては、プライバシー保護に配慮する。

（4）記者会見

- ・協議会終了後の記者会見は行わない。（ただし、委員長が必要と認めるときはこの限りでない。）
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

（5）その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・なお、会議終了後の発言機会の取扱いについては、委員長の判断による。